

令和3年の地方分権改革に関する提案募集等への対応について

- 本年の提案募集において「計画策定等」が重点募集テーマに設定されていることを踏まえ、引き続き積極的な提案実施をお願いしたい。
- 提案募集においてフォローアップ案件となった事項については、今後、各省庁の審議会等における議論が本格化することを踏まえ、提案実現に向けた対応をお願いしたい。

1 令和3年の地方分権改革に関する提案募集について

(1) スケジュール

- | | |
|---------------|--|
| 2月24日(水) | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
(令和3年の提案募集の方針の決定) |
| 2月25日(木) | ○事前相談・提案受付開始 |
| 5月10日(月) | ○事前相談受付終了 |
| ⇒5月14日(金)まで延長 | |
| 6月1日(火) | ○提案受付終了 |
| ⇒6月8日(火)まで延長 | |
| 6月10日(木)頃 | ○追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会(2週間程度) |
| 6月下旬～7月上旬 | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議
↓(重点事項の決定)
○関係府省への検討要請 |
| 7月～10月 | ○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング |
| 10月～ | ○関係府省との調整 |
| 11月中下旬 | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議
(対応方針案の了承) |
| 12月中下旬 | ○地方分権改革推進本部・閣議(対応方針の決定) |

(2) 重点募集テーマについて

■令和3年の「重点募集テーマ」：計画策定等

地方公共団体に対し計画等の策定やその手続を義務付ける規定等の見直し

- 計画等の策定に係る規定の見直し(廃止、「できる」規定化等)
- 計画等の内容に係る規定(盛り込むべき事項の記載等)の見直し
- 計画等の策定に係る手続の見直し(簡素化等)等

2 提案募集におけるフォローアップ案件について(例)

提案事項	対応方針
訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し	<R2対応方針> 指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数(74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)60条1号イ)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。
体調不良児対応型の病児保育事業における要件の緩和	<R2対応方針> 病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
病児保育事業における職員配置要件に係る「実質的な義務付け」の緩和	